

議案第 3 4 号

損害賠償の額を定めることについて

二宮町は、ホームページへの画像の無断掲載に係る損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定によって、議会の議決を求める。

記

1. 損害賠償額 一金 4 0 , 0 0 0 円
2. 相手方 

3. 事案の概要 町が平成 3 1 年からホームページへ掲載していた資料に、相手方が著作権を主張する画像が無断で使用されている旨の書類一式が届いた。内容を確認したところ、主張のとおりであることが確認できたため、相手方からの著作権及び著作者人格権侵害に対する損害賠償請求に基づき、二宮町に賠償額の負担を求めたもの。

令和 7 年 6 月 1 8 日提出

二宮町長 村田 邦子